

矢掛町農業委員会議事録

1. 開催日時

平成29年8月10日（木）午前9時30分～午前10時25分

2. 開催場所

矢掛町役場 2階 第1会議室

3. 出席委員 14名

1番	岸野 敏夫	出
2番	高槻 祥治	出
3番	鳥越 幸男	出
4番	渡邊 卓司	出
5番	片山 悦志	出
6番	小野 孝一郎	出
7番	平井 康夫	出
8番	平井 忠行	出
9番	高月 周次郎	出
矢掛地区推進委員	竹内 邦正	欠
美川地区推進委員	谷許 和昭	出
三谷地区推進委員	藤原 邦夫	出
山田地区推進委員	原野 尚徳	出
川面地区推進委員	鳥越 哲夫	出
中川地区推進委員	石井 博	出
小田地区推進委員	田邊 登	欠

4. 議事日程

- (1) 議案第25号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について
- (2) 議案第26号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- (3) 議案第27号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について
- (4) 議案第28号 農地利用集積円滑化事業規程の変更について

5. 会議の概要

別紙のとおり

議 長	<p>それでは、ただ今から平成29年度第6回農業委員会総会を開催します。</p> <p>休会中の会長事務を報告します。</p> <p>・7月27日 青年等就農計画審査会（役場）岸野職務代理出席</p> <p>以上で、休会中の会長事務報告を終わります。</p> <p>会議に入る前に本日の署名委員を指名いたします。</p> <p>署名委員は1番 岸野委員さんと、2番 高槻祥治委員さんにお願いします。</p> <p>本日の議事につきましては議案第<u>25</u>号から議案第<u>28</u>号の<u>4</u>議案です。</p>
議 長	<p>議案第<u>25</u>号 農地法第4条の規定による転用の許可申請について、 <u>1</u>件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>（議案朗読説明）</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号<u>5</u>番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p> <p>8番委員 現状を7月25日に確認に行きました。2筆とも地上げをされ、倉庫も建っている状態です。20数年前からこのようなかたちにして使用されていたようです。周りには影響ないので、問題ないと考えます。</p> <p>議 長 地元委員さんから意見がありましたが、事案番号<u>5</u>番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>9番委員 転用していたが、申請がでていなかったのですか。</p> <p>8番委員 はい、そうです。</p> <p>9番委員 備考欄に始末書とあるのは、そのためですね。</p>

事務局	<p>はい、そうです。</p> <p>気がつきましたのは、事務局の窓口に別の案件で来られました時、お話を伺っていたところ、この土地が無断転用されていることがわかりましたので、事務局の方から、この土地の申請をお願いしました。</p>
議長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>5</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議長	<p>以上 <u>1</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議長	<p>議案第 <u>26</u> 号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、 <u>2</u> 件議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="color: red;">農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議長	<p>事案番号 <u>12</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1番委員	<p>この土地は現在、譲渡人が高齢で耕作が困難な為、荒れた土地になっています。譲受人は、太陽光発電装置の設営及び運営をされている会社です。山際に太陽光発電の計画が進められているようです。その為の資材置き場としてこの土地を購入したいということです。</p> <p>現在、周囲に耕作されている土地はありません。転用しても他の土地に影響することはないと思います。排水に関しても、近くに川がありそちらに流すということです。</p>
議長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>12</u> 番につきまして、</p>

議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>12</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>13</u> 番につきまして、地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>議案第27号、事案番号3番と4番も関連がありますので、事案番号13番と一緒に説明させていただいてよろしいでしょうか。</p>
議 長	<p>はい、わかりました。</p> <p>では、議案第27号、事案番号3番、4番の事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>譲渡人と譲受人は血縁関係にあります。譲受人より資材置き場として使用したいと申出がありました。道路に面しておらず進入路がない1筆は、所有権移転をし、残りの筆は使用貸借されます。広い面積が資材置き場の申請でだされています。お話を伺ったところ、上の山に太陽光発電装置を設置されるそうです。山際で谷といいますか、大変荒れております。資材置き場に転用しても周囲に迷惑はかからないと思います。西側に用水の排水路もあります。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>13</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p>
山田地区 推進委員	<p>この土地に、知らないうちに太陽光発電装置が設置されるという事はありませんか。</p>
1 番 委 員	<p>申請地の上の山側に太陽光発電装置を設置し、申請地は資材置き場として使用するとご本人が言われています。</p>

議 長	<p>他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>13</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>2</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>27</u> 号 農地法第5条の規定による使用貸借権設定の許可申請について、 <u>3</u> 件議題といたします。 事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>(議案朗読説明)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center;"> <p>農地区分は、第1種農地および第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地としております。</p> </div>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきましては、平井康夫委員さんの自己に関することであり、「農業委員会等に関する法律」第31条及び「矢掛町農業委員会会議規則」第10条の議事参与の制限に該当しますので、この議案の審議が終了するまで平井康夫委員さんの退席をお願いします。</p> <p>(午前10時8分 平井委員 退席)</p>
議 長	<p>事案番号 <u>2</u> 番につきまして、地元委員さんの意見ををお願いします。</p>
美川地区 推進委員	<p>貸渡人と借受人の関係は親子です。現在、借受人は町営住宅にお住まいですが手狭になった為、居宅を建てられるという事です。</p> <p>排水は東に水路がございます。日照等含め周辺の土地に影響はないと思います。問題はないと思います。</p>

議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>2</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議 長	<p>異議がございませんので、事案番号 <u>2</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>事案番号 <u>3</u> 番と <u>4</u> 番につきましては、関連がありますので一括審議します。地元委員さんの意見をお願いします。</p>
1 番 委 員	<p>先ほど、議案第 26 号、事案番号 13 番と一緒に説明をさせていただきました。</p>
議 長	<p>地元委員さんから意見がありましたが、事案番号 <u>3</u> 番と <u>4</u> 番につきまして、他にご意見はございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、事案番号 <u>3</u> 番と <u>4</u> 番につきましては、許可と決定いたします。</p>
議 長	<p>以上 <u>3</u> 件について許可処分を行うことを議決します。</p>
議 長	<p>議案第 <u>28</u> 号、農地利用集積円滑化事業規程の変更について、事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>まず、農地利用集積円滑化事業とは、農地の仲介をする事業になります。現在は農地中間管理事業が主流となり、この事業の活用はあまりありませんが、倉敷かさや農協が事業主体となっております。本事業規程については、農業委員会の承認を得た上で矢掛町が決定するようになります。</p> <p>このたび、農業協同組合法等の一部改正する法律の施行に伴い、事業規程の変更が必要となりましたので、申請があったものです。</p> <p>(議案朗読説明)</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>農地利用集積円滑化事業規程の変更について、ご意見はありますか。</p>

	<p>(異議なし)</p> <p>異議がございませんので、農地利用集積円滑化事業規程の変更について、承認と決定いたします。</p>
議 長	次に報告事項について確認します。
議 長	農地法施行規則該当転用届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
2 番委員	農業用倉庫の増設の届出です。周囲に対して、影響はないと思います。
議 長	利用目的の変更届について 地元委員さんの確認報告をお願いします。
美川地区 推進委員	1 番は、田んぼから畑に変更されます。現地確認に行きましたが、野菜が栽培されておりました。
山田地区 推進委員	2 番は、田から畑に変更です。現況、畑になっており、問題はありません。
6 番委員	3 番は、田から畑に変更です。この土地の周囲は田んぼですが、細長い田が多く、大型機械の進入が困難な状況のようです。手入れは、人の手を借りてされている状態です。 備考欄に土地改良区意見書とありますが、これについて事務局の方、説明をお願いできますか。
事 務 局	はい。 この土地は、星田池の土地改良区の受益地になっております。田から畑に地目変更される時は、土地改良区の受益地の農地に関しては除外したうえで農業委員会にかけるようになっていきますので、意見書を提出してもらっています。
6 番委員	意見書の提出とは、どのような流れで行われますか。
事 務 局	地元の役員の方が承諾の印鑑を押された用紙を改良区事務局に提出されます。そ

	<p>れを理事長が許可するという流れです。</p>
6 番委員	<p>はい、わかりました。</p>
議 長	<p>農地法第18条の規定による合意解約通知について 地元委員さんの確認報告をお願いします。</p>
5 番委員	<p>以前は小作していましたが、現在はしていません。問題はありません。</p>
議 長	<p>以上で、今月の議案についての審議は終了いたしました。 これをもちまして、本日の農業委員会総会を終了いたします。</p>